

令和 3 年 2 月 9 日
障害福祉部障害保健福祉課

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等については、児童福祉法の規定により、厚生労働省令に定める基準により条例で定めることとされている。

今般、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」により、指定通所支援の基準に関する厚生労働省令（ ）が改正されたため、世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案を、令和 3 年区議会第 1 回定例会に提案する。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）

2 主な改正内容

別紙 1 のとおり

3 改正案

別紙 2 新旧対照表（案）のとおり

4 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日

5 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年 2 月 令和 3 年第 1 回区議会定例会（改正条例案の提案）

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案） 主な改正内容

1 一般原則関係

(1) ハラスメント対策の強化（第 14 条第 4 項）

適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるものとする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化（第 14 条の 2）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものとする。

(3) 感染症防止対策の強化（第 39 条第 2 項）

感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付けるものとする。

(4) 身体的拘束等の禁止（第 42 条）

身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。

(5) 虐待防止対策の強化（第 43 条第 2 項）

利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。

(6) 非常災害対策の強化（第 51 条第 3 項）

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

2 従業員の配置の基準

(1) 従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除する。（第 5 条第 1 項第 1 号、第 58 条第 1 項第 1 号、第 77 条第 1 項第 1 号、第 84 条第 1 項第 1 号）

(2) 医療的ケアを実施する場合の看護職員の配置（第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 77 条第 2 項）

医療的ケアを必要とする障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員を置かなければならないものとする。ただし、医療機関等との連携により、看護職員を訪問させて医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができるものとする。

3 その他規定の整備

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 令和元年10月1日条例第27号</p>	<p>世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 令和元年10月1日条例第27号</p>
<p>目次（省略） 第1条～第2条（省略） （指定障害児通所支援事業者の一般原則） 第3条 1～4（省略） 5 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。 第4条（省略） （従業者の配置の基準） 第5条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。 （1）児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は<u>保育士</u></p>	<p>目次 第1条～第2条（省略） （指定障害児通所支援事業者の一般原則） 第3条 1～4（省略） 5 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者の設置その他の</u>必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を<u>講じるよう努めなければならない</u>。 第4条（省略） （従業者の配置の基準） 第5条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。 （1）児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）<u>、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) (省略)</p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を規則で定める基準によりそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</u></p> <p><u>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u></p> <p><u>(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第77条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第77条において同じ。）を行う場合</u></p> <p><u>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケ</u></p>	<p><u>課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>2 <u>前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を規則で定める基準により置かなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>アのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第77条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第77条において同じ。）を行う場合</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通所させる指定児童発達支援事業所は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 看護職員</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>第6条</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を規則で定める基準によりそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</u></p> <p><u>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u></p> <p><u>(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受</u></p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通所させる指定児童発達支援事業所は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 看護職員（<u>保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>第6条</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 <u>前項各号</u>に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において<u>日常生活</u>を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、<u>機能訓練担当職員を規則で定める基準により置かなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u> <u>(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附</u> <u>則第20条第1項の登録に係る事業所に限る。)</u>において、<u>医療的ケ</u> <u>アのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受け</u> <u>た者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通所させる指定児童 発達支援事業所は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる 従業者(<u>前項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に</u> <u>掲げる看護職員を除く。)</u>を規則で定める基準により置かなければ ならない。 (1)～(2) (省略) <u>(3)看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒</u> <u>常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に</u> <u>限る。)</u></p> <p>4 (省略) 第7条～第11条(省略) (児童発達支援管理責任者の責務) 第12条 1～4(省略)</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たって は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支 援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議(<u>テレビ電話装置</u> <u>その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)</u>を活 用して、これを行うことができるものとする。)を開催し、児童発 達支援計画の原案について意見を求めるとともに、その通所給付決 定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、 文書により当該通所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を 得なければならない。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通所させる指定児童 発達支援事業所は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる 従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>4 (省略)。 第7条～第11条(省略) (児童発達支援管理責任者の責務) 第12条 1～4(省略)</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たって は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支 援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発 達支援計画の原案について意見を求めるとともに、その通所給付決 定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、 文書により当該通所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を 得なければならない。</p>

改正後	改正前
<p>6～9（省略） （運営規程）</p> <p>第13条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第16条及び第41条第1項において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>（1）～（12）（省略） （勤務体制の確保等）</p> <p>第14条</p> <p>1～3（省略）</p> <p><u>4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> （業務継続計画の策定等）</p> <p><u>第14条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、その利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、その従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>第15条～第38条（省略） （衛生管理等）</p>	<p>6～9（省略） （運営規程）</p> <p>第13条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第16条及び第41条において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>（1）～（12）（省略） （勤務体制の確保等）</p> <p>第14条</p> <p>1～3（省略）</p> <p>第15条～第38条（省略） （衛生管理等）</p>

改正後	改正前
<p>第39条</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、<u>その指定児童発達支援事業所</u>における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定児童発達支援事業所において、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>第39条</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、<u>指定児童発達支援事業所</u>における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p>
<p>第40条(省略)</p> <p>(掲示)</p>	<p>第40条(省略)</p> <p>(掲示)</p>
<p>第41条</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面をその指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p>	<p>第41条</p> <p>1 (省略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p>
<p>第42条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条及び第53条第2項第4号において「身体的拘束</p>	<p>第42条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項及び第53条第2項第4号において「身体的拘束等」と</p>

改正後	改正前
<p>等」という。)を行ってはならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)</u> <u>を定期的で開催するとともに、その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) その従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第43条</p> <p>1 (省略)</p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) その指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)</u> <u>を定期的で開催するとともに、その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) その指定児童発達支援事業所において、その従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第44条～第48条(省略) (地域との連携等)</p> <p>第49条</p> <p>1 (省略)</p>	<p>いう。)を行ってはならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第43条</p> <p>1 (省略)</p> <p>第44条～第48条(省略) (地域との連携等)</p> <p>第49条</p> <p>1 (省略)</p>

改正後	改正前
<p>2 指定児童発達支援事業者は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（<u>昭和22年法律第26号</u>）第1条に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じて、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p>	<p>2 指定児童発達支援事業者は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じて、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p>
<p>第50条（省略） （非常災害対策）</p>	<p>第50条（省略） （非常災害対策）</p>
<p>第51条 1～2（省略）</p>	<p>第51条 1～2（省略）</p>
<p><u>3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	
<p>第52条～第57条（省略） （従業者の配置の基準）</p>	<p>第52条～第57条（省略） （従業者の配置の基準）</p>
<p>第58条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かななければならない。 （1）児童指導員又は<u>保育士</u> （2）（省略）</p>	<p>第58条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かななければならない。 （1）児童指導員、<u>保育士又は障害福祉サービス経験者</u> （2）（省略）</p>
<p>第59条～第74条（省略） （準用）</p>	<p>第59条～第74条（省略） （準用）</p>
<p>第75条 第11条、第12条、<u>第14条、第14条の2</u>、第16条から第26条まで、第28条、第30条（第4項及び第5項を除く。）から第36条まで、第38条、第39条、第41条から第45条まで、第47条から第51条まで及</p>	<p>第75条 第11条、第12条、<u>第14条</u>、第16条から第26条まで、第28条、第30条（第4項及び第5項を除く。）から第36条まで、第38条、第39条、第41条から第45条まで、第47条から第51条まで及び第53条の</p>

改正後	改正前
<p>び第53条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第75条において準用する次条、第75条において準用する第30条第1項及び第75条において準用する第53条第2項第2号において「医療型児童発達支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第69条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第71条第1項」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第38条中「定員（第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。））」とあるのは「定員」と、第41条第1項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第53条第2項第3号中「第37条」とあるのは「第73条」と読み替えるものとする。</p> <p>第76条（省略） （従業者の配置の基準）</p> <p>第77条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士</p> <p>(2) （省略）</p> <p>2 指定放課後等デイサービス事業者は、前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を規則で定める基準によりそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号の</p>	<p>規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第75条において準用する次条、第75条において準用する第30条第1項及び第75条において準用する第53条第2項第2号において「医療型児童発達支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第69条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第71条第1項」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第38条中「定員（第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。））」とあるのは「定員」と、第41条中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第53条第2項第3号中「第37条」とあるのは「第73条」と読み替えるものとする。</p> <p>第76条（省略） （従業者の配置の基準）</p> <p>第77条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</p> <p>(2) （省略）</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を規則で定める基準により置かなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>いずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</u></p> <p><u>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u></p> <p><u>(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u></p> <p><u>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u></p> <p>3 （省略）</p> <p>第79条～第81条（省略）</p> <p>（準用）</p> <p>第82条 <u>第11条から第14条の2まで</u>、第16条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項及び第50条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第82条において準用する次条、第82条において準用する第30条第1項及び第82条において準用する第53条第2項第2号において「放課後等デイサービス計画」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第81条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第81条第2項」と、第38条中「定員（第10条第2項に規定する規則で定める</p>	<p>改正前</p> <p>3 （省略）</p> <p>第79条～第81条（省略）。</p> <p>（準用）</p> <p>第82条 <u>第11条から第14条まで</u>、第16条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項及び第50条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第82条において準用する次条、第82条において準用する第30条第1項及び第82条において準用する第53条第2項第2号において「放課後等デイサービス計画」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第81条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第81条第2項」と、第38条中「定員（第10条第2項に規定する規則で定める基準と</p>

改正後	改正前
<p>基準として定められる指導訓練室の定員をいう。) 」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。</p>	<p>して定められる指導訓練室の定員をいう。) 」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第83条 第7条、第8条、第11条から第14条の2まで、第16条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第56条まで、第76条及び第81条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。 ）の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第83条において準用する次条、第83条において準用する第30条第1項及び第83条において準用する第53条第2項第2号において「共生型放課後等デイサービス計画」と、第38条中「定員（第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。 ））」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。</p>	<p>第83条 第7条、第8条、第11条から第14条まで、第16条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第56条まで、第76条及び第81条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。 ）の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第83条において準用する次条、第83条において準用する第30条第1項及び第83条において準用する第53条第2項第2号において「共生型放課後等デイサービス計画」と、第38条中「定員（第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。 ））」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。</p>
<p>(従業者の配置の基準)</p>	<p>(従業者の配置の基準)</p>
<p>第84条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。 ）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。 ）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</p>	<p>第84条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。 ）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。 ）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</p>
<p>(1) 児童指導員又は保育士 (2) 児童発達支援管理責任者</p>	<p>(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 (2) 児童発達支援管理責任者</p>
<p>第85条～第86条 （省略）</p>	<p>第85条～第86条 （省略）</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第87条 第7条、第11条から第14条の2まで、第16条から第26条まで、第29条第2項、第30条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第53条ま</p>	<p>第87条 第7条、第11条から第14条まで、第16条から第26条まで、第29条第2項、第30条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第53条まで、</p>

改正後	改正前
<p>で、第62条から第64条まで、第76条及び第81条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第87条において準用する次条、第87条において準用する第30条第1項及び第87条において準用する第53条第2項第2号において「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第38条中「定員（第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。））」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。</p>	<p>第62条から第64条まで、第76条及び第81条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第87条において準用する次条、第87条において準用する第30条第1項及び第87条において準用する第53条第2項第2号において「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第38条中「定員（第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。））」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。</p>
<p>第88条～第94条（省略） （準用）</p>	<p>第88条～第94条（省略） （準用）</p>
<p>第95条 第11条、第12条、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条から第30条（第4項及び第5項を除く。）まで、第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条から第43条まで、第45条、第47条、第48条、第49条第1項、第50条、第52条、第53条及び第74条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項及び第12条（第1項、第3項及び第8項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第93条第2項」と、第30条第1項及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>第95条 第11条、第12条、第14条、第16条から第26条まで、第28条から第30条（第4項及び第5項を除く。）まで、第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条から第43条まで、第45条、第47条、第48条、第49条第1項、第50条、第52条、第53条及び第74条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項及び第12条（第1項、第3項及び第8項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第93条第2項」と、第30条第1項及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>第96条～第99条（省略） （準用）</p>	<p>第96条～第99条（省略） （準用）</p>
<p>第100条 第11条、第12条、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条から第30条（第4項及び第5項を除く。）まで、第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条、第41条から第43条まで、</p>	<p>第100条 第11条、第12条、第14条、第16条から第26条まで、第28条から第30条（第4項及び第5項を除く。）まで、第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条、第41条から第43条まで、第45条、</p>

改正後	改正前
<p>第45条、第47条、第48条、第49条第1項、第50条、第52条、第53条、第74条及び第92条から第94条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「(次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「(第100条において準用する次条、第100条において準用する第30条第1項及び第100条において準用する第53条第2項第2号において「保育所等訪問支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第100条において準用する第94条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第100条において準用する第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第100条において準用する第93条第2項」と、第41条第1項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第92条中「、居宅」とあるのは「、施設」と読み替えるものとする。</p>	<p>第47条、第48条、第49条第1項、第50条、第52条、第53条、第74条及び第92条から第94条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「(次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「(第100条において準用する次条、第100条において準用する第30条第1項及び第100条において準用する第53条第2項第2号において「保育所等訪問支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第100条において準用する第94条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第100条において準用する第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第100条において準用する第93条第2項」と、第41条中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第92条中「、居宅」とあるのは「、施設」と読み替えるものとする。</p>
<p>第101条～第104条（省略）</p>	<p>第101条～第104条（省略）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（令和2年3月4日条例第9号）</p>	<p>附 則（令和2年3月4日条例第9号）</p>
<p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（令和3年 月 日条例第26号）</p>	
<p>1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から</p>	
<p>施行する。</p>	
<p>2 施行日から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の</p>	
<p>世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準</p>	
<p>等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第5項及</p>	
<p>び第43条第2項（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、</p>	
<p>第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）</p>	
<p>の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とある</p>	

改正後	改正前
<p><u>のは「講じるよう努めなければ」とする。</u></p> <p>3 <u>施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第14条の2（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第14条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u></p> <p>4 <u>施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第39条第2項（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</u></p> <p>5 <u>施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の条例第42条第3項（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</u></p> <p>6 <u>この条例の施行の際、現に指定を受けているこの条例による改正前の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者については、改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</u></p> <p>7 <u>この条例の施行の際、現に改正前の条例第58条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、改正後の条例第58条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</u></p>	

改正後	改正前
<p>8 この条例の施行の際、現に改正前の条例第77条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第77条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>9 この条例の施行の際、現に改正前の条例第84条に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第84条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>	